

## 「福島県景観計画の一部変更（案）」に対する県民意見公募について

### 1 募集の趣旨

福島県では、地域の特性を活かした優れた景観の保全及び創造を図り、美しい県土の形成に資することを目的として、景観法第8条第1項に基づき福島県景観計画（以下「景観計画」という。）を定めています。

このたび、会津若松市が市独自の屋外広告物条例を制定することとなり、県の景観行政と同様の規制が可能となることから、磐梯山・猪苗代湖周辺景観重点地域の一部（旧河東町エリア）を会津若松市に引き継ぎ、景観計画の一部を変更することとなりました。

今回、以下の景観計画の一部変更（案）等を公表し、県民の皆様の御意見等を計画へ反映させるため、広く意見を募集します。

- (1) 景観計画の一部変更（案）の概要
- (2) 景観計画新旧対照表
- (3) 景観計画の一部変更（案）

### 2 募集期間

平成30年2月6日（火）～平成30年3月5日（月）  
（最終日の17時15分まで必着）

### 3 応募資格

- (1) 福島県内に住所を有する個人及び団体
- (2) 福島県内の学校・事業所等に通学・通勤している方

### 4 公表の方法

福島県のホームページに掲載するほか、下記において資料の縦覧、配布を行います。

- (1) 県政情報センター及び各地方振興局の県政情報コーナー
- (2) 福島県生活環境部自然保護課

なお、資料郵送を希望される場合は、140円切手を貼った返信用定形外封筒に、住所・氏名を記載のうえ同封し、福島県生活環境部自然保護課（6の提出先あて）に御請求願います。

### 5 意見の提出方法

特に様式は定めませんが、①～⑤の必要事項を記載し、アからエまでのいずれかの方法により提出してください。（匿名、電話による意見は受け付けません。）

〔意見提出の際の必要記載事項〕

- ① 件 名 福島県景観計画の一部変更（案）についての意見
- ② 住 所
- ③ 氏 名
- ④ 通学・通勤している学校・事業所等の名称（県外の場合）
- ⑤ 意見の内容

〔意見の提出方法〕

ア 郵送    イ F A X    ウ 電子メール    エ 持参

6 提出先

福島県生活環境部自然保護課

郵便番号：960-8670                      住所：福島市杉妻町 2-16（郵送の場合住所記載不要）

F A X 番号：024-521-7927

メールアドレス：shizen@pref.fukushima.lg.jp

（注意：アドレス中、『lg』の部分は、『エル・ジー（アルファベット）』です。）

7 提出された意見の取扱い

提出された意見については、計画の参考にさせていただきます。

なお、提出された意見について、原則として、実施機関の考え方を付して公表します。

併せて、提出者の氏名等の個人情報のほか、公表することにより個人の権利等、正当な利益を害する恐れがあると判断されるものについても公表いたしません。（個別回答はいたしません。）

8 問い合わせ先

福島県生活環境部自然保護課

電話番号：024-521-7251（F A X 番号、メールアドレスは6の提出先と同じです。）